

特別な教科 道徳 3社の比較

項目	学年・頁	日本教科書	学年・頁	光村	学年・頁	日本文教出版
労働	2年 P54	「雨の日のレストラン」友人と会い皆も苦勞をしていると知り、頑張ろうと、夕食後再び会社に戻って仕事をする。ブラック労働。	2年 P69	「段ボールベッドへの思い」職場体験で段ボールベッドを作る会社に行く。「役に立つ」ということが、押しつけがましくなく伝わる。防災についても考えさせる。	1年 P172	「役に立つことができるかな」職場体験で自分の体験、帰りのできごと、姉の言葉と多角的にとらえることができる。
いじめ・人権	3年 P174	「いつかはいいたい、二度目のごめん」30年ぶりに会っていじめたことを謝ろうとする。30年経って、連絡先など分かるのだろうか。	2年 P33 P96	・「明日みんなで着よう」ピンクシャツデーを始めたカナダのいじめへの取り組み。 ・「桃太郎の鬼退治」「鬼の子守唄」異なる立場から見ることで様々な考えが見える。	1年 P34 2年 P40	・「いじめ」って何?」いじめの定義をきちんと説明する。・「リスペクトアザーズ」中学生の作品。リスペクトが必要な場面を話し合わせるのに良い教材。
愛国心・ナショナリズム ・国際理解	1年 P26 2年 P148	・「志～幼少の記憶より」吉田松陰。幕末・明治の「志士」を礼賛する。 ・「白菊」の後の「和解の力」という安倍首相の演説は削除された。	1年 P117	「異文化の人々と主に生きる」異文化の人々と付き合うために何が大事なのか。マンガも使って、具体的に書いている。	3年 P150	「本とペンで世界を変えよう」マララ・ユスフザイさんのノーベル平和賞授賞式のスピーチ。
ジェンダー 平等	3年 P100	「ライフロール」母が昇進のかかった大切な面接を断り、祖母（母の義母）を病院に連れていく。他の家族はどうして協力しないのか、なぜ母だけが犠牲になる必要があるのか。	1年 P128 3年 P108	・「親友」自分の思いに正直な美咲の生き方を描き「女だから」「男だから」をすっきりと否定。・「家族って？家庭って？」さまざまな家族の形を扱っている。	3年 P96	「ゴリラのまねをした彼女を好きになった」本当の好きとはどういうことか考えさせる。この後「さまざまな性」が参考としてあり、つなげて学習できる。
その他		・配列が指導要領の内容項目の順番。 ・集団の利益を説くものが多い。 ・何かを成し遂げた人はほとんど全員が男性。		・「学びの記録」が各学期1枚から毎時間に代わり、量が大幅に増えた。 ・主人公の男女のバランスが良い。		・別冊ノートがある。 ・いじめを扱った題材の次に人権を扱っており、いじめと人権を結びつけられる。

社会科（歴史的分野）

項目	頁	育鵬社		東京書籍		帝国書院
古事記・日本書紀と神話	P56	天照大神はニニギに、八咫鏡（鏡）、八尺瓊勾玉（宝石）、草薙剣（剣）をあたえたといえます。これらは「三種の神器」と呼ばれ、天皇が即位するとき、代々受けつがれることになっています。	P52	アマテラスの孫が高千穂に降りた物語のように王の祖先が太陽であったり、天から降りてきたりという神話は、東北アジア一带に広がっており～記紀の神話は世界の神話と似た部分を数多く持っており～興味深い	P47	天皇が日本を治めることの正当性を明らかにしようとする動きも起こり、天皇家の由来を説明するための歴史書として「古事記」や「日本書紀」がつくられ、数々の神話がそこへ記されました。(他の国の神話も)
日露戦争の結果の影響	P200	同じ有色人種が～ロシアを打ち破ったという事実は、列強の圧迫や、植民地支配の苦しみにあえていたアジア・アフリカの民族に、独立への希望を与えました。	P191	（日本の勝利は）アジアの様々な民族に刺激をあたえ、民族運動が活発化しました。しかし、日本は新たな帝国主義国としてアジアの民族に接することになりました。側注でネルーの文章を引用。	P196	（日本の勝利は）植民地支配に苦しむアジアの人々に～希望と自信を与えました。～日本は韓国の植民地化を進め～帝国主義国としての動きを活発にしていきました。側注でネルーの文章を引用。
日中戦争と南京事件	P238	日本軍は（1937年）12月に（中国の）首都・南京を占領しました。側注・この時、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た（南京事件）。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。	P230	（1937年末に南京を占領）女性や子どもなど一般の人々や捕虜をふくむ多数の中国人を殺害しました（南京事件）。側注・この事件は「南京大虐殺」とも呼ばれます。被害者の数については、様々な調査や研究が行われていますが、未だに確定していません。	P238	南京では、兵士だけでなく多くの民間人が殺害されました（南京事件）。側注・この事件は、諸外国から非難されましたが、戦争が終わるまで、日本国民に知らされませんでした。死者数を含めた全体像については、調査や研究が進んでいます。
太平洋戦争	P242 P244	・日本は、この戦争を「自存自衛」の戦争とした上で、大東亜戦争と名づけました（戦後は太平洋戦争と呼ばれるようになりました）。 ・国民の多くはひたすら日本の勝利を願い、励まし合って苦しい生活に耐え続けました。	P234 P236	・日本は「大東亜共栄圏」～日本の指導の下、欧米の植民地支配を打破し、アジアの民族だけで繁栄しようという主張でした。 ・国民には正確な戦況が知らされませんでした。	P245 P248	・欧米の支配から「解放」し、日本を指導者とした～「大東亜共栄圏」の建設を唱え、アジアの人々もそれを期待しました。 ・多くの国民は、戦況について正確な情報を知らされませんでした。
大日本帝国憲法と日本国憲法	P263	（日本は大日本帝国憲法の）部分的な修正で十分～GHQは自ら全面的な改正案を作成し～受け入れるよう強く迫り～天皇の地位に影響がおよぶことをおそれた政府は～日本語に翻訳された改正案を～帝国議会で審議しました。～議員はGHQの意向に反対の声を上げることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。	P254	（政府の改正案は不十分で）GHQは、日本の民間団体の案も参考にしながら、自ら案をまとめました。日本政府はGHQの草案を受け入れ、それを基に改正案を作成しました。そして、帝国議会での審議・修正を経て（日本国憲法が公布・施行されました。）資料・憲法前文、「あたらしい憲法のはなし」の戦争放棄の部分	P260	政府原案～では民主化が徹底されていないと判断したGHQは、日本の民間団体などの憲法草案も参考にしながら、みずから草案をつくって日本政府に示し～新しい政府案は、議会の審議を経て～公布～施行されました。日本国憲法は～新しい時代に対する当時の国民の期待が盛り込まれていました。資料・「あたらしい憲法のはなし」
その他		・民衆についての記述がほとんどない。 ・歴史の締めくくりは昭和天皇と平成天皇の特集。（P282）		・コラム「もっと歴史」で琉球文化（P90）アイヌ文化（P140）水平社（P240）をとり上げ、P272では原発事故をとり上げる。		・コラム「人権」「平和」などで、歴史の中で埋もれた人々を紹介（P83, 91, 163等々） ・歴史に対する様々なとらえ方を紹介。

社会科（公民的分野）

項目	頁	育鵬社		東京書籍		教育出版
憲法改正	P52	改正論点として9条や二院制をとりあげる。諸外国と改正回数や改正要件を比較。	P45	（憲法改正に慎重な手続き）憲法が国の権力を制限し国民の人権を保障する役割を持つ重要な法であるため、国民主権の考え方をより強く反映させるべき（だから）	P45	国の基本法であり国民の権利を保障する憲法が簡単に変更されてしまうと、国は不安定になり国民も危険にさらされる～そのため憲法改正には厳しい条件
基本的人権の尊重と公共の福祉	P46	・自由権、社会権、請求権の前に、公共の福祉による制限、国民の義務を記述。	P50	自由権、社会権、請求権の後に、公共の福祉による制限、国民の義務を記述。	P48	自由権、社会権、請求権の後に、公共の福祉による制限、国民の義務を記述。
	P47	・憲法の理念に沿って国民生活を営むためには～三つの義務に加え、すべての国民が憲法を尊重し、等しく憲法と自由を享受できるように心がけなければなりません。	P60	（公共の福祉について）人権を制限する場合は、その制限が具体的にどのような社会全体の利益のためであるか、慎重に検討する必要があります。	P64	（公共の福祉について）例外的に人権の制約を認める場合～社会全体の利益が何か、他者の人権を守るためにどうしても必要な制約かどうかは、慎重に判断する必要。
平和主義	P48	日本が第2次世界大戦によるはかりしれない被害から出発～	P46	（太平洋戦争で）アジア諸国の人々に対して多大な損害を与え～	P72	戦争によって他国の人々の生命や人権を奪い～
集団的自衛権	P51	（集団的自衛権の行使容認によって）日本の安全保障体制が強化された	P47	（集団的自衛権行使を認める法改正に）憲法第9条で認められる自衛の範囲をこえているという反対の意見も～	P76	（集団的自衛権の行使容認について）平和的生存権や憲法第9条の意義を重視する立場などから批判の声も上がりました。
ジェンダー平等	P57	男女共同参画社会基本法とは、男女の違いを認めた上で、たがいに尊重し、助け合う社会	P52	性別役割分担の考え方が残っているため～女性は雇用や昇進の面で男性より機会が少なく遅れがち。～育児と仕事を両立しやすい環境を整えることが必要。	P50	戦前は女性を差別～日本国憲法第24条で両性の本質的平等～しかし男性は仕事、女性は家事・育児の考え～より積極的な差別の是正措置が必要だとの声も。
その他		・はじめに「国と社会を支えることのできる「公民」へと成長していきましょう」 ・生徒で議論するテーマとして憲法改正を含めた「日本国憲法の課題」を設定（P73）		・日本国憲法でベアテ・シロタ・ゴードンを解説（P24）。ベアテさんは他2社でも取り上げている。 ・9条と自衛隊については政府見解を紹介。		・LGBTについてとり上げている（P53、217、用語解説）他2社も取り上げる。 ・核兵器禁止条約不参加の日本政府に「批判の声」（P207）（他社には記述がない）